

締約国に関する情報  
S A

## サウジアラビア

附属書 B 1  
S A

## 一般情報

国内官庁の名称	Saudi Authority for Intellectual Property (SAIP) (サウジ知的所有権機関 (SAIP))
所在地及び郵便のあて名	As Sahafah, Olaya St. 6531, 3059, Riyadh 13321, Saudi Arabia
電話番号	(966-11) 280 59 76, 280 59 98
電子メール	pct@saip.gov.sa
インターネット	https://www.saip.gov.sa/
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	電子メール
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求された日から14日以内に提出
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、Aramex, DHL, Federal Express, TNT, UPS又はその他の登録配達サービスを条件とする
サウジアラビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりサウジ知的所有権機関 (SAIP) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
サウジアラビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	サウジ知的所有権機関 (SAIP)
サウジアラビアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
取得可能な保護の種類	特許
国際型調査に関するサウジアラビアの規定	なし
国際公開に基づく仮保護	なし

[次頁に続く]

S A

サウジアラビア (続き)

S A

## サウジアラビアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

サウジアラビアが指定されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後に提出することができる。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知の日から90日以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

なし